

# 津和野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月30日

津和野町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

津和野町は、島根県最西端の中山間部に位置し、総面積の9割を山林が占め、高津川と津和野川、そしてその支流が入り組んで小谷をなし、狭小な谷底平野が開け、農地が分散されています。このような地理的状況のなか、法人を中心とした稲作経営を中心に、ワサビ・栗・茶などを絡めた複合経営が主体となっており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農形態が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間部の奥地では、人口減少に伴う後継者不足と遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大が進んでおり、その発生防止・解消が急務となっている。一方、比較的平地の多い地域においても、農業従事者の高齢化と後継者不足により、遊休農地の発生が懸念されており、担い手への農地の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した農地の利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、津和野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する島根県農業経営基盤強化促進基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する津和野町農業経営基盤強化促進基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年3月)	1,232.8 ha	35.8 ha	2.91 %
3年後の目標 (令和9年3月)	1,112.0 ha	31.0 ha	2.79 %
目 標 (令和16年3月)	950.0 ha	26.0 ha	2.74 %

※遊休農地の解消目標における管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地利用状況調査から集計  
(管内農地面積＝優良農地＋再生利用可能な農地＋再生利用困難な農地)

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携し、農地法第30条第1項に規定による利用状況調査、年間を通じた農地パトロールの実施により遊休農地等の早期発見に努める。
- イ 農地所有者、農業者からの情報収集及び農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施により遊休化のおそれがある農地の把握に努め、農地中間管理機構や関係機関と連携して農地の利用関係の調整を図る。
- ウ 利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- エ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。  
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年3月)	718.0 ha	323.4 ha	45.05 %
3年後の目標 (令和9年3月)	710.0 ha	367.0ha	51.69 %
目 標 (令和16年3月)	700.0 ha	469.0 ha	67.00 %

※管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入。集積面積は特定農作業受託を含まない。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ア、農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。
- イ 町、農地中間管理機構及び関連機関と連携し、復元可能な遊休農地、高齢農家等の農地、貸し付けを希望する農地についてリスト化を行い、農地の出し手と担い手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ウ 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。  
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和6年3月)	4経営体	1.7 ha
3年後の目標 (令和9年3月)	10経営体	5.0 ha
目 標 (令和16年3月)	24経営体	12.0 ha

※現状については、令和3年度から令和5年度までの新規参入経営体数とし、以下累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 町及び関係機関と情報を共有化し、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
- イ 新規参入者の耕作する農地について、農地の出し手との調整を図ると共に、地域の受入条件の整備に努める。また、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。
- ウ 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

【作成基礎資料等】

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
既存遊 休農地	38.00	30.40	28.32	26.66	25.32	24.26	23.41	22.73	22.18	21.74	21.40	21.12
新規遊 休農地		5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
合計遊 休農地	38.00	35.40	33.32	31.66	30.32	29.26	28.41	27.73	27.18	26.74	26.40	26.12
解消率	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80

遊休農地解消計算：令和5年度利用状況調査結果を基準とし、毎年2割解消及び、新規に5ha発生により10年後まで計算して算出。

新規参入：毎年2経営体、経営面積0.5ha増加（過去の3過年平均及び希望的観点より）にて算出。